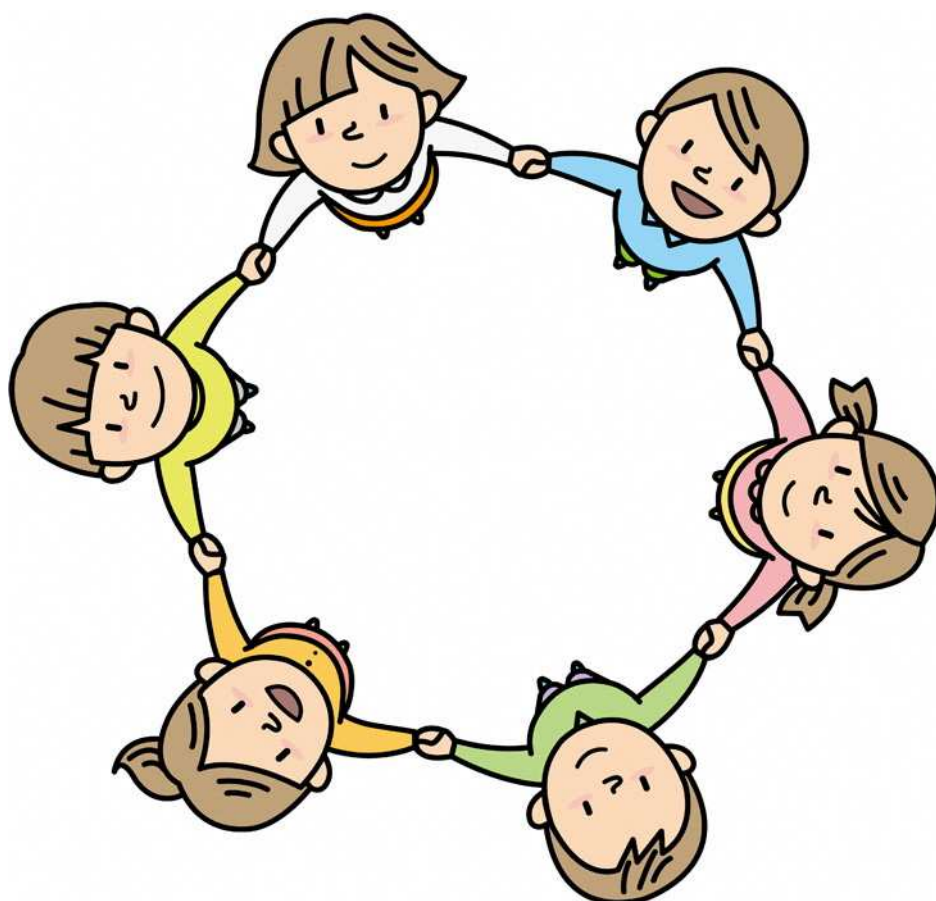


ひとり親家庭等 ハンドブック

令和8年度版



上越市

ひとり親になったら…



制度等について、わからないことや聞いておきたいことがありましたら、気軽にお問い合わせください。

上越市役所 ☎025-526-5111

	手 続	手続をするところ
1	児童扶養手当の申請	こども家庭センター 家庭福祉・給付係 または各総合事務所の 市民生活・福祉グループ
2	ひとり親家庭等医療費助成の申請	
3	児童手当の申請	こども家庭センター 家庭福祉・給付係、 南・北出張所または 各総合事務所の 市民生活・福祉グループ
4	子ども医療費助成の保護者変更	
5	国民年金の加入手続き (厚生・共済年金の加入者である夫(妻)の扶養となっていた、20歳以上60歳未満の人)	国保年金課、 南・北出張所または 各総合事務所の 市民生活・福祉グループ
6	国民健康保険の加入または脱退手続き	
7	保育園・認定こども園の支給認定変更申請	各保育園・ 認定こども園

1～3の制度は、申請の翌月から認定となります。
お早めに手続きをお願いします。

離婚、養育費の調停等 → 新潟家庭裁判所 高田支部 TEL 025-524-5160
年金に関する相談等 → 上越年金事務所 国民年金課 TEL 025-524-4112
就労に関する相談等 → ハローワーク上越 TEL 025-523-6121

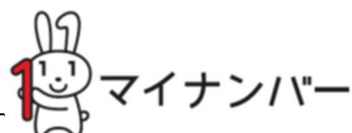
相談をお受けしています

※は、施設の休館日は受け付けていません。

相談窓口	対応者	電話	受付時間
ひとり親家庭等の制度に関する相談			
市役所こども家庭センター	家庭福祉・給付係職員	025-520-5726	平日 8:30~17:15
子育て全般の相談			
市役所こども家庭センター	市の保健師・栄養士	025-520-5843	平日 8:30~17:15
各保育園	公立保育園の保育士	各保育園へお問い合わせください	
各子育てひろば	子育てひろばスタッフ	各子育てひろばへお問い合わせください	
オーレンプラザこどもセンター 市民プラザこどもセンター ※	こどもセンタースタッフ	025-525-0355 025-527-3617	8:30~17:00
じょうえつ子育てinfo ※ (オーレンプラザこどもセンター内)	子育てinfo スタッフ	025-526-1214	9:00~16:30
養育費、面会交流の相談			
ひとり親家庭等就業・自立支援センター(新潟県委託事業)	(一社)新潟県母子寡婦福祉連合会	025-281-5587 info@niigatakenboren.ne.jp	平日 9:30~16:30
養育費等相談支援センター (こども家庭庁委託事業)	(公社)家庭問題情報センター	0120-965-419 03-3980-4108 info@youikuhi.or.jp	平日(水曜を除く) 10:00~20:00 水曜 12:00~22:00 土・祝 10:00~18:00
子どもの虐待相談			
市役所こども家庭センター	家庭児童相談員	025-520-7490	平日 8:30~17:15
児童相談所相談専用ダイヤル	児童相談所	0120-189-783	毎日 24 時間
家族や人間関係等、様々な悩みや問題についての相談			
女性相談 ※ (市民プラザ2階 男女共同参画推進センター内)	女性相談員	025-527-3614 w-soudan@city.joetsu.lg.jp (相談申込)	月~土(祝日を除く) 9:00~17:00 火曜日は、電話相談のみ 19:00 まで延長
DV相談			
DV 相談ナビ	新潟県配偶者暴力相談支援センターへ自動転送	#8008	月~金(祝日を除く) 8:30~17:15
DV 相談 ^{プラス}		0120-279-889 https://soudanplus.jp	毎日 24 時間 チャット 12:00~22:00
いじめに関する相談			
電話相談「子どもほっとライン」 (いじめや不登校のほか、子どもに関する様々な相談)		025-543-2199	毎日 24 時間
新潟県いじめ相談電話		025-526-9378	毎日 24 時間
人権問題全般の相談			
子どもの人権 110 番	人権擁護委員、法務局職員	0120-007-110	平日 8:30~17:15
生活の困りごとなどの相談や情報提供			
市役所福祉課	民生委員・児童委員	025-520-5693	平日 8:30~17:15

ひとり親家庭の福祉

	ページ
1. 児童扶養手当 	2
2. ひとり親家庭等医療費助成 	4
3. 養育費取決め支援	5
4. 就職に有利な講座受講・資格取得の支援 	6
5. 就職支援	7
6. 母子生活支援施設 	8
7. 公営住宅	8
8. 国民年金保険料の免除・猶予制度	9
9. 年金分割制度 	9
10. 所得税・市民税県民税における所得控除 	10
11. 就学援助制度	11
12. 各種奨学金制度	12
13. 要援護世帯除雪費助成事業	16
14. 母子・父子・寡婦福祉資金 	17
15. 生活福祉資金の貸付制度	20
16. その他	21



1、2、4、6、9、10、14 の手続きには、マイナンバーが必要です。

「マイナンバーカード」または「通知カード+身元確認書類」をお持ちください。

※マイナンバーカードや通知カードがない場合は、職員が確認し記入してよいことを申し出て
ください。ただし、ご本人様確認書類（次ページの①または②）を提示してください。

マイナンバー(個人番号)に関するお知らせ



マイナンバーが必要な制度があります。
手続きの際にはマイナンバーカード又は通知カードをお持ちください。



←ハンドブックの中で、このマークがついている制度については『マイナンバーカード』または『通知カード+身元確認書類』が必要です。必ずお持ちください。

制 度	誰のマイナンバーが必要？
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成	本人、児童、扶養義務者
就職に有利な講座受講・資格取得の支援	本人、児童、扶養義務者
母子生活支援施設	本人、児童
年金分割制度	本人
所得の控除について	本人
母子・父子・寡婦福祉資金	本人

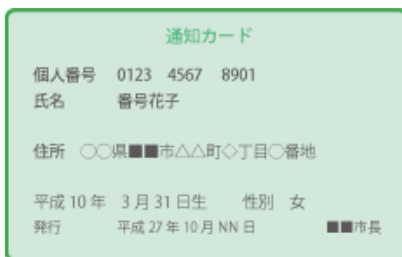
1 『マイナンバーカード(個人番号カード)』の提示

持参した場合 → 身元確認と番号確認ができましたので申請手続きを行ってください。



持参できない場合 → 2へ進む

2 『通知カード』

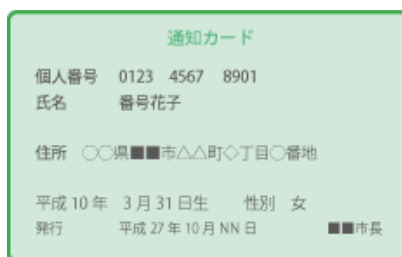


+

『①身元確認書類(官公署等から発行された写真付きの書類1つ)』

- ・自動車運転免許証
 - ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳(写真付き)
 - ・写真付き住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・パスポート
- 等

または、



+

『②身元確認書類(官公署等から発行された書類のうち2つ)』

- ・健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
 - ・年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ・住民基本台帳カード(写真なし)
 - ・生活保護受給者証
 - ・通帳
- 等

※『通知カード』は記載されている氏名・住所等が住民票と一致している場合に限り、確認書類として可
※『通知カード』の他に、個人番号が記載された『住民票の写し』または『住民票記載事項証明書』でも可

1. 児童扶養手当



離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願い、家庭生活の安定と自立の促進のために支給する手当です。

* 対象者

次の児童を監護している父または母、または父母がいない場合は同居する養育者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 等

※児童＝18歳になって最初の3月31日までの児童又は、20歳未満で政令で定める一定の障害のある児童

【注意】 以下の場合は対象者となりません。

●事実上婚姻（＝事実婚）している場合

※異性と同居していれば事実婚になります。（三親等以内の血縁を除く）

また、同居していなくても、頻繁な訪問があり、かつ定期的に生活費の補助を受けている場合は事実婚になります。

<罰則規定>

児童扶養手当法第35条により、偽り、その他の不正の手段により手当を受けた場合は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

* 手当額（月額）

児童扶養手当の支給額は、ひとり親家庭の自立の意欲を高め、就労等による収入と手当額を加えた総収入がなだらかに増えていくように、10円きざみできめ細かく定められています。

（令和8年4月分～）

区分	全部支給	一部支給	支給停止
児童1人	48,050円	48,040円～11,340円	0円
児童2人以上	11,350円を加算	11,340円～5,680円を加算	0円

- ・ 一部支給手当額＝48,050円－（「受給者の所得額」－「本人全部支給所得制限限度額」）×0.0264029
- ・ 所得制限限度額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

※公的年金や遺族補償を受給している（できる）場合は、公的年金等の受給額を差引いた額が手当額となります。ただし、障害基礎年金受給の場合は子の加算部分のみを差し引きます。

* 支給月 手当は、認定請求をした日の翌月分から支給されます。

手当支給日（令和8年度）		※奇数月の11日が支給日となります。 ただし、土日祝日に当たる場合は、直前の平日が支給日となります。
5月11日（3・4月分）	7月10日（5・6月分）	
9月11日（7・8月分）	11月11日（9・10月分）	
1月8日（11・12月分）	3月11日（1・2月分）	

* 所得制限

前年所得^{※①}（1月分から10月分の手当については、前々年）が下表の額以上の方は、手当の一部または全部が支給停止となります。

本人					扶養義務者 ^{※②} 等	
扶養親族	全部支給所得制限限度額	(参考)収入の目安	一部支給所得制限限度額	(参考)収入の目安	所得制限限度額	(参考)収入の目安
0人	690,000円	1,420,000円	2,080,000円	3,343,000円	2,360,000円	3,725,000円
1人	1,070,000円	1,900,000円	2,460,000円	3,850,000円	2,740,000円	4,200,000円
2人	1,450,000円	2,443,000円	2,840,000円	4,325,000円	3,120,000円	4,675,000円
3人	1,830,000円	2,986,000円	3,220,000円	4,800,000円	3,500,000円	5,150,000円
4人	2,210,000円	3,529,000円	3,600,000円	5,275,000円	3,880,000円	5,625,000円
5人	2,590,000円	4,013,000円	3,980,000円	5,750,000円	4,260,000円	6,100,000円

※「収入の目安」は所得制限限度額を収入に換算したものです。あくまで参考としてください。

※①「所得」の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）＋養育費^{※③}－80,000円－下記の諸控除

諸控除	控除額
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円
配偶者特別控除 医療費控除等 地方税法で控除された額	

※②扶養義務者…受給資格者と同居している「父母、祖父母、兄弟姉妹、18歳以上の子ども等」

※③養育費…児童の父または母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として、その児童の父または母及びその児童が受け取る金品等で年間金額の8割。

受給資格者本人の所得額が制限限度額（上記表中の「本人・一部支給所得制限限度額」）未満でも、扶養義務者の所得が扶養義務者所得制限限度額以上である場合は、手当の支給は停止となります。

* 申請に必要なもの

- ◎通帳など口座情報のわかるもの ◎年金手帳または年金証書
 - 印鑑（本人及び扶養義務者が自署できない場合）
 - 申請者および児童の戸籍謄本または抄本（本籍地が上越市以外の方のみ）
 - 申請者が養育者の場合は、児童の父母の戸籍（本籍地が上越市以外の方のみ）
- ※申請の内容によっては、その他の提出書類が必要になる場合があります。

* 毎年・随時の手続き

- ◎毎年8月…◎現況届、○一部支給停止適用除外届
 - ・必要な書類は、7月中に家庭福祉・給付係から送付します。
 - ・手当の受給開始から5年か、離婚など手当の受給資格に該当したときから7年を経過すると、手当が減額になります。ただし、就職している・就職活動をしている・障害の状態にあるなどの事由に該当する場合は、減額されません。このため、一部支給停止（＝減額）の適用除外となる事由に該当する方は、届出が必要になります。
- 随時…受給要件に変更があった時は、届出が必要です。
 - ・異性との同居や生活の補助が始まった、住所を異動した、監護する児童が増えた又は減った、扶養義務者が増えた又は減った、公的年金を受給できるようになった 等
 - ・届出が遅れると、すでに受け取った手当の返納が必要になる場合があります。生活に変化があった時は、すみやかに届け出てください。

※◎…必ず必要です。

○…対象となる方のみ必要です。

問い合わせ先
 こども家庭センター 家庭福祉・給付係
 TEL 025-520-5726
 または各総合事務所

2. ひとり親家庭等医療費助成



ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図るための制度です。

* 対象者

次の児童を監護している父または母、または父母がいない場合は同居する養育者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 等

※児童＝18歳になって最初の3月31日までの児童又は、20歳未満で政令で定める一定の障害のある児童。

※所得制限限度額は児童扶養手当の一部支給と同じですが、10月～12月は前年所得、1月～9月は前々年所得となります。

【注意】 以下の場合は対象者となりません。

●事実上婚姻（＝事実婚）している場合

※異性と同居していれば事実婚になります。（三親等以内の血縁を除く）

また、同居していなくても、頻繁に訪問があり、かつ定期的に生活費の補助を受けている場合は事実婚になります。

●離婚による申請で、医療保険が元配偶者の被扶養となっている場合

* 一部負担金（受給者が医療機関で支払う金額）

- ・ 通院：1回 530円（同一月の同一医療機関における5回目以降の受診は無料）
- ・ 入院：1日 1,200円 ・ 調剤：一部負担金なし

※保険適用外の医療費や、食事療養費（標準負担額減額認定証の交付を受けている方を除く）は自己負担です。

※小学校就学前の児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当（18歳）までの児童の医療費は無料です。

* 申請に必要なもの

◎申請者と児童のマイナ保険証または資格確認書等

○印鑑（本人及び扶養義務者が自署できない場合）

○申請者と児童の戸籍謄本または抄本

○申請者が養育者の場合は児童の父母の戸籍

※申請の内容によっては、その他の提出書類が必要になる場合があります。

* 毎年・随時の手続き

◎毎年8月…年次更新届（必要な書類は、7月中に家庭福祉・給付係から送付します）

○随時…受給要件に変更があった時は、届出が必要です。

- ・ 異性との同居や生活の補助が始まった、住所を異動した、監護する児童が増えた又は減った、扶養義務者が増えた又は減った、加入医療保険の内容が変更になった 等

・ 届出が遅れると、すでに助成した医療費の返納が必要になる場合があります。生活に変化があった時は、すみやかに届け出てください。

※◎…必ず必要です。

○…対象となる方のみ必要です。

問い合わせ先

こども家庭センター 家庭福祉・給付係

TEL 025-520-5726

または各総合事務所

3. 養育費取決め支援

上越市にお住まいのひとり親家庭の方で、養育費の取決めのために費用を負担した場合は、「養育費取決め支援事業」を利用できます。

* 対象者 上越市に居住し、申請時にひとり親であり、以下の要件を満たす者

- ①児童扶養手当の支給に係る所得要件（当該支給対象者のみ）を満たしている者
- ②養育費の取決めにかかる費用を負担した者
- ③養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ④過去に本助成金の交付を受けていない者（同一の相手先を除く）

* 助成対象

- ①養育費の取決めのため弁護士、行政書士又は養育費の取決め等に関して専門的な知識を持つ市長の認める者（以下「弁護士等」という）への相談費用
- ②公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用
- ③公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用
- ④公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ⑤家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
- ⑥弁護士会及び紛争解決手続（以下「ADR」という。）事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用
- ⑦保証会社と養育費保証契約（契約期間1年以上）を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担する費用
- ⑧その他市長が必要と認めるもの
※自身が支払った費用が申請の対象か不明な場合は、下記担当にご確認ください。

* 助成金額

助成対象の支払った経費の合計額（上限100,000円）を助成
※交付申請の前日6か月以内に支払った費用が対象となります。（令和6年4月以降の支払い分に限る）

* 申請に必要なもの

- ①申請者及び扶養している児童の戸籍謄本、前年の所得のわかる課税証明書等
※児童扶養手当の受給資格がある場合は不要
- ②助成対象となるものの領収書等の写し
- ③養育費の取決め状況に応じて以下のいずれか一方
・養育費の取決めが完了している方は養育費の取決めを交わし、債務名義化した文書の写し
・養育費の取決めが完了していない方は養育費の債務名義化ができなかったこと理由書
※債務名義とは、公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等のことです。
- ④助成対象が「養育費の保証契約の保証料」の場合は、保証会社と締結した養育保証書（契約期間1年以上）の写し

問い合わせ先
こども家庭センター 家庭福祉・給付係
TEL 025-520-5726
または各総合事務所

4. 就職に有利な講座受講・資格取得の支援



(1) 自立支援教育訓練給付金 ※所得制限なし

* 助成額

- ・講座受講にかかった費用の一部（入学料及び授業料に限る。その他テキスト代等は対象外）
※上限：一般教育訓練は年額 20 万円、専門実践訓練は修学年数×40 万円（最大 160 万円）となります。専門実践訓練終了後 1 年以内に資格取得し、就業した場合は受講費用の 25%（年間 20 万円）を追加支給します。助成額が 1 万 2 千円未満の場合は対象になりません。

* 対象となる教育講座

- ・教育訓練給付の対象として厚生労働大臣の指定を受けている講座
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>をご覧ください。
- ・就業に結び付く可能性の高い講座で県が別に認めるもの。（ご相談ください）

* 申請に必要なもの

- ・教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワーク発行）
※市からの助成に加え、ハローワークの助成対象の方は、講座受講にかかった費用の 20%～80%がハローワークから助成となります。市への給付金申請の際に、事前に、ハローワークで受給要件の有無を確認し、「教育訓練給付金支給要件回答書」を持参してください。
※受講開始 1 か月前に申請してください。

(2) 高等職業訓練促進給付金 ※本人所得制限あり

看護師、介護福祉士等の国家資格やデジタル分野の民間資格取得のために 6 か月以上養成機関（専門学校など）で修学する場合、訓練促進給付金を支給します。

* 対象となる資格

- 国家資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、社会福祉士等
民間資格：シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等デジタル分野に限る。

* 助成額

住民税非課税世帯＝月額 100,000 円（修学最終 12 月分は 140,000 円）

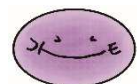
住民税課税世帯＝月額 70,500 円（修学最終 12 月分は 110,500 円）

※年 1 回、8 月に額の見直しがあります。

* 助成期間

48 月を上限とします。

(2) の給付金の申請を検討している方は、早めにご相談ください



- ・翌年度入学を検討している方。
- ・入学金や受講料の負担が困難な場合…資金を貸付け、資格取得後の就労状況によって、返済を免除される県の制度があります。

5. 就職支援

(1) 母子・父子自立支援員による就労支援

母子・父子自立支援員が相談者の就労に向けたプログラムを組み、ハローワークへ同行するなど、個別にひとり親家庭向けの就労支援を行っています。お気軽にご相談ください。

- ・ 相談日時…平日の9時から15時50分（できるだけ、事前に電話予約してください）

【新潟県ひとり親家庭住宅支援資金貸付について】

- ・ 児童扶養手当を受給し、母子父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいる方に対して、住宅の借り上げに必要な資金の貸付（月額上限4万円・12か月）があります。必要な方は下記窓口（新潟県社会福祉協議会）へご相談ください。

窓口：新潟県社会福祉協議会 生活支援課 TEL 025-281-5605

問い合わせ先

こども家庭センター 家庭福祉・給付係

TEL 025-520-5726

(2) ひとり親家庭等就業・自立支援センター

新潟県内のひとり親家庭の親の自立促進・子どもの健全な育成を図るため、新潟県の委託事業として、ひとり親家庭等の子育て・生活や就業相談、求人等の情報提供、無料職業紹介、養育費相談等を行っています。これからひとり親家庭になるかもしれない方も相談できます。

電話・来所・メールでお受けしています。

- ・ 相談日時…平日の9時30分から16時30分
- ・ 相談場所…新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

問い合わせ先

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

((一社)新潟県母子寡婦福祉連合会)

TEL 025-281-5587 (生活・就業に関する相談)

(養育費に関する相談)

E-mail info@niigatakenboren.jp

6. 母子生活支援施設



18歳以下の子どもを養育している母子家庭が自立を目指すため、必要な支援を行う住居施設です。

- * 対象者** 18歳以下の子どもを養育している配偶者のない女性、またはこれに準ずる事情にある女性であって、生活上の様々な問題を抱えているため十分な養育ができない方と、その児童
- * 入所負担金** その世帯の当年度分の市民税、および前年分の所得税の税額に応じて負担金の支払いがあります。また、電気・ガス・水道の各種料金、およびその他の諸経費も使用量に応じて負担していただきます。
- * 入所条件** 入所するときには、保証人が1人必要になります。

* 様々な悩みや問題についての相談 *

女性相談（市民プラザ2階 男女共同参画推進センター内）
Tel.025-527-3614
DVや離婚に関する相談をはじめ、様々な悩みや問題について、女性相談員が相談をお受けします。

問い合わせ・申込み先
こども家庭センター
家庭福祉・給付係
Tel.025-520-5726

7. 公営住宅

住宅に困っている所得が少ない方（低所得者）向けに賃貸する住宅です。

- * 申し込み資格** 次のすべての条件を満たす方
 - ① 現在、住宅に困っていること
 - ② 世帯の合計所得月額（控除後）が下記の基準に該当すること
 - ア：原則階層 158,000円以下
 - イ：裁量階層 214,000円以下（障害者（一定級以上）がいる世帯、小学校入学前の子どもがいる世帯等）

※世帯の合計所得月額が158,001円以上の方は、特定公共賃貸住宅の申し込みができます。
 - ③ 本人及び同居しようとする親族が暴力団員ではないこと。
- * 入居条件** 入居時には、次の条件等を満たす必要があります。
 - ① 税金、各種使用料（保育料など）等の滞納がないこと（県営住宅は、滞納解消に向け、分納計画により分納している場合、入居可能）
 - ② 連絡人（市営住宅）、連帯保証人（県営住宅）を1人立てられること。（県営住宅は連帯保証人の免除、猶予制度があります。）
- * 申請に必要なもの**
 - ① 入居申込書
 - ② 世帯全員の住民票
 - ③ 同意書（市税等の納税状況調査及び暴力団員であるか否かの確認のため）
 - ④ その他の必要書類

問い合わせ・申込み先
建築住宅課 公営住宅係
Tel.025-526-5111（内線1649）
または浦川原・柿崎・板倉区総合事務所

8. 国民年金保険料の免除・猶予制度

保険料の納付が経済的に困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予となる制度です。

免除や猶予を受けずに保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

* 免除制度の所得基準（申請者本人・世帯主・配偶者）の目安

- ・全額免除…（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円
- ・4分の3免除… 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額免除… 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・4分の1免除… 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

* 納付猶予制度（50歳未満）の所得基準（申請者本人・配偶者）の目安

- ・（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円

※地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親の場合は基準が変わります。詳しくは、上越年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

問い合わせ先
国保年金課 年金係
TEL025-520-5716
上越年金事務所 国民年金課
TEL025-524-4112

9. 年金分割制度



離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金（共済年金を含む）を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年（ただし令和8年4月1日以降に離婚した場合は「5年」）以内に行っていただく必要があるため、お早めに年金事務所へご相談ください。

* 年金分割の方法（2種類）

・合意分割

お二人からの請求により、年金を分割できます。分割の割合は、お二人の合意、または裁判手続によって決定されます。

・3号分割

国民年金第3号被保険者*であった方からの請求により、年金を分割できます。分割の割合は、2分の1ずつとなります。平成20年4月以降の第3号被保険者期間が分割の対象です。

※厚生年金（共済年金を含む）の被保険者から扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

* 申請に必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号通知書

②婚姻期間を明らかにすることができる書類（戸籍謄本など）

分割方法によってその他必要な書類がありますので、詳しくは上越年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

問い合わせ先
上越年金事務所 お客様相談室
TEL025-524-4115

10. 所得税・市民税県民税における 所得控除（ひとり親控除）



納税者がひとり親であるときは、申告もしくは年末調整により所得から次の金額が控除されます。

* 所得控除額

所得税の控除額	市・県民税の控除額
35 万円	30 万円

* 適用条件

事由要件	被扶養者要件	所得要件
事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない	総所得金額等が 58 万円以下の 同一生計の子 (他者の税法上の扶養になっていない)	合計所得金額が 500 万円以下

※ひとり親控除は過去の婚姻歴の有無を問いません。

問い合わせ先
税務課 個人市民税係
TEL025-520-5650
または各総合事務所

11. 就学援助制度

小・中学校でかかる費用（学用品・新入学用品の購入費、修学旅行費、給食費など）の一部を援助する制度です。

* 対象となる家庭 次のいずれかに該当する家庭

- ①生活保護受給世帯（修学旅行費と学校健診で発見された特定の疾病にかかる医療費のみ就学援助費の支給対象となります。）
- ②令和8年度の市民税が世帯全員非課税又は減免の家庭
- ③世帯全員の合計所得額が市の定める基準以下の家庭

基準額（目安）

 - 2人家族の場合（30代の母、小学生1人）…合計所得額205万円程度
 - 3人家族の場合（30代の父、小学生1人、未就学児1人）…合計所得額250万円程度

*所得額とは、収入金額から必要経費を差し引いた額（所得控除後の金額）です。

*基準額は、家族構成・年齢・家賃の有無等により各家庭で異なります。
- ④収入が突然断たれたため、生計維持が困難になった家庭

* 申請に必要なもの

- ①申請書…各小・中学校または教育委員会学校教育課、各総合事務所の教育文化グループ、南・北出張所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。
- ②令和8年1月2日以降に転入された世帯員がいる場合は、1月1日現在住所があった市区町村発行の令和8年度所得・課税証明書

*世帯に市民税の所得情報が不明な方がいる場合、認定のための判定ができません。令和8年度の市民税の課税情報において、上越市で課税されている方の扶養親族になっておらず、前年中に所得が無かった方や、非課税所得のみの方などは申告が必要です。
- ④離職を理由として申請される方は雇用保険受給資格者証の写し
- ⑤持ち家以外で家賃がかかる場合は契約書の写し
- ⑥口座番号や名義がわかるもの

* 申請方法

各小・中学校、教育委員会学校教育課、各総合事務所の教育文化グループ、南・北出張所へ申請書を提出してください。

※年度途中でも随時受け付けていますが、申請のあった月からの認定となります。

問合せ先 学校または 教育プラザ内学校教育課 就学支援係 Tel 025-545-9244
--

12. 各種奨学金制度

(1) 上越市奨学金

経済的理由で修学が困難な方に対する奨学金貸付制度です。

* 対象者

- 上越市に保護者等が居住する世帯の学生または生徒
- 学校教育法に定める下記の学校に在学する学生または生徒
 - ・高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者（修業年限が2年以上）
 - ・大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院を含む）専修学校の専門課程在学者（修業年限が2年以上）

* 奨学金の貸付期間

在学する学校の最短修業年限の終期まで

* 奨学金貸付額

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者	月額 15,000 円以内（無利子）
大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院を含む）、専修学校の専門課程在学者	月額 40,000 円以内（無利子）

* 申請に必要なもの（保護者若しくは家計の主宰者のものが必要）

- ① 奨学生採用申込書
- ② 奨学生推薦調書（新1年生は卒業学校からの推薦）
- ③ 在学証明書
- ④ 収入等に関する証明書（前年分の源泉徴収票・確定申告書・市民税申告書の写しのいずれか）
※市民税所得割非課税世帯の方は最新の所得課税証明書が必要です。

* 奨学金の返還

貸付終了後に、貸付期間の3倍の年数以内に年賦又は半年賦・月賦により返還していただきます。

問い合わせ先
教育プラザ内学校教育課 就学支援係
Tel 025-545-9244

◆その他の奨学金制度

* 日本学生支援機構奨学金

問い合わせ先…上記機構のホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>

※申し込みは、在学している学校を通じて行うこととなっています。

* 新潟県奨学金

問い合わせ先：新潟県 教育庁高等学校教育課 Tel：025-280-5638

- 各種奨学金は、大学等の学校が独自に行っている場合もあります。
- その他の修学資金貸付制度については、15～17ページを参照してください。

(2) 上越学生寮奨学金

明日の上越を担う人材を育成するため、学業に優れた学生等に対して、奨学金の貸付けを行います。

* 対象者

上越市、妙高市、糸魚川市のいずれかの市に3年以上住所を有した人で、かつ、そこに所在する中学校または高等学校を卒業した人のうち、学業に優れた学生で次のいずれかに該当する人

- ・大学生
- ・大学院生（大学院に在学している人。職業、年齢は不問）
- ・学術研究者（大学若しくは大学院を卒業した人で研究活動をしている人。企業や組織等への所属の有無、年齢、個人研究か否かは不問）

※短期大学は除く

* 募集期間

令和8年3月2日（月）から4月10日（金）まで

* 奨学金の貸付期間

貸付決定の月から在学する学校の最短修業年限の終期まで

（学術研究者は貸付決定の月から5年間）

※既に貸付決定を受けた期間がある場合、貸付期間は通算して6年を限度とします。

* 奨学金の貸付額

○大学生…月額 70,000 円（無利子） ○大学院生・学術研究者…月額 100,000 円（無利子）

* 申請に必要なもの

①共通に必要な書類

書類名	
ア	上越学生寮奨学金貸付申込書
イ	戸籍の附票
ウ	高等学校（又は中学校）の卒業証明書
エ	レポート（2,000字以内）

②応募者区分ごとに異なる提出書類

応募者区分		書類名
オ	大学生（入学予定者）	高等学校（又は中学校）の成績証明書及び大学の合格通知書の写し等
	大学生（在学中）	大学の成績証明書及び大学の在学証明書
	大学院生（入学予定者）	大学の成績証明書及び大学院の合格通知書の写し等
	大学院生（在学中）	大学院の成績証明書及び大学院の在学証明書
	学術研究者	大学等の成績証明書、大学等の卒業証明書及び研究内容や研究実績が分かる資料

* 奨学金の返還

貸付期間が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、14年以内に年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法により返還していただきます。

* その他

上越市奨学金（学校教育課）との併用はできませんが、他の奨学金は可能です。

問い合わせ先
教育プラザ内教育総務課 企画係
TEL 025-545-9262

(3) 上越市フリースクール等利用支援補助金

不登校の状態にある市内児童生徒の学校復帰と自立を支援するため、児童生徒のフリースクール等の利用に係る経費の一部を支援します。

* 対象者

フリースクール等を利用する小学校の児童または中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の生徒の保護者で、本市に住所を有し、次のどちらかの世帯に属するもの

- (1)生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている人（保護が停止されている人を含む。）の属する世帯
- (2)保護者及び同一世帯に属する人の当該年度（フリースクール等を利用する日の属する年度。当該利用する日が 4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の都道府県民税及び市町村民税の所得割の課税額の合計額が 50 万 7,000 円未満である世帯

※「フリースクール等」とは、教育委員会が利用を適当と認める施設であつて、児童または生徒が通学する小学校または中学校の校長がこの施設において行われる指導内容を考慮し、施設の利用をもって通学する学校での出席扱いとすることができるものをいいます。

* 補助金の交付対象となる経費

- 利用開始時の経費
 - ・入学費（フリースクール等の利用開始に係る経費）
 - ・入寮費（フリースクール等の寮の利用開始に係る経費）
- 毎月の経費
 - ・学習費（フリースクール等の利用に係る経費）
 - ・寮費（フリースクール等の寮の利用に係る経費）
 - ・食費（フリースクール等から提供される食事に係る経費）
- 体験利用費（フリースクール等の体験利用に係る費用）

* 補助金額

補助金の額は、対象経費ごとに保護者が負担した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表に定める額を限度とします。

区分		限度額		
		単位	小学生	中学生
利用開始時負担	入学費	1 回	75,000 円	100,000 円

経費	入寮費	1回	50,000円	50,000円
毎月負担経費	学習費	月額	20,000円	22,500円
	寮費	月額	7,500円	7,500円
	食費	月額	17,500円	20,000円
体験利用費		日額	3,000円	3,000円

* 申請に必要なもの

- 上越市フリースクール等利用支援補助金交付申請書
- 上越市フリースクール等利用支援補助金の交付の申請について（副申）
- 当該年の1月1日（フリースクール等を利用する日の属する年。当該利用する日が1月から8月までの場合にあっては、前年の1月1日）の住民票の住所が上越市以外の場合は、都道府県民税及び市町村民税の課税証明書等

問い合わせ先
 教育プラザ内教育総務課 企画係
 TEL 025-545-9262

(4) 上越市定住促進奨学金

上越市内に居住しながら市外の大学などに通学する学生を支援し、将来にわたる定住を促すことを目的とした奨学金貸付事業です。

奨学金の貸付を行うほか、返還期間中に市内に居住し、就業している場合には、返還額の3分の2に相当する額を免除します。

* 対象者 次のいずれにも該当する方

- ・上越市内に居住する30歳未満の方
- ・市外の大学、大学院、高等専門学校（専攻科含む）、専修学校（専門課程に限る）に在学する方
- ・公共交通機関（鉄道、路線バスなど）の通学定期券を利用する方

* 奨学金の貸付期間

貸付決定の月から、在学する学校の最短修業年限の終期まで

* 奨学金の貸付額

通学に要する公共交通機関の通学定期券購入費の合計額とし、月額60,000円以内（無利子）

* 申請に必要なもの

- ① 上越市定住促進奨学生採用申込書…市ホームページからダウンロードできるほか、各総合事務所総務・地域振興グループ、南・北出張所、多文化共生課にあります。
- ② 住民票の写し（申込日から1か月以内のもの）
- ③ 在学証明書
- ④ 通学定期券の写し

* 奨学金の返還

貸付期間が終了した月の翌月から6か月経過後、4年以上16年（貸付期間の4倍）以内に年

賦・半年賦・月賦のいずれかの方法により返還していただきます。

* 奨学金の返還免除

返還期間中に上越市内に居住し、かつ就業している場合は願い出によって返還額の3分の2に相当する額を免除することができます。

* その他

上越市奨学金（学校教育課）など他の奨学金との併用もできます。

問い合わせ先
多文化共生課
TEL 025-520-5674

13. 要援護世帯除雪費助成事業

ひとり親世帯等を対象に、建物の屋根、玄関前及び日常生活上欠くことのできない場所の除雪に要する費用の一部を助成します。

* 対象世帯

- ① 母子・父子世帯：配偶者のいない女性（男性）と児童[※]のみの世帯
- ② 準母子・準父子世帯：配偶者のいない女性（男性）と児童[※]及び65歳以上の人のみの世帯
- ③ その他の世帯：知的障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。

* 対象とならない世帯

- ① 自己の労力で除雪ができると認められる世帯
- ② 生活保護を受給している世帯
- ③ 市民税の所得割が課税されている世帯
- ④ 他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯
- ⑤ 冬期間に自宅が不在となり、雪の影響が無くなる時期に再び住家に戻って生活する予定がない世帯
- ⑥ 同一家屋内（敷地内含む）で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯

* 助成額

72,100円（一冬期間の上限）

* 申請

民生委員・児童委員を經由してください。

問い合わせ先
生活援護課 援護第二係
TEL 025-520-5697
または各総合事務所

14. 母子・父子・寡婦福祉資金



ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的な自立をお手伝いするとともに、扶養しているお子さんの福祉の増進を図るため、福祉資金の貸付けを行う制度です。

*対象者

- ① 母子家庭の母、父子家庭の父(20歳未満の児童を扶養している次の方)
 - ・配偶者と死別した方で、現に婚姻していない方
 - ・配偶者と離婚した方で、現に婚姻していない方
 - ・配偶者の生死が明らかでない方
 - ・配偶者から遺棄されている方
 - ・配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方
 - ・配偶者が精神または身体の障害により長期間働けない方
 - ・配偶者が法令により長期間拘禁されているため扶養を受けられない方
 - ・婚姻によらないで母又は父となった方で現に婚姻していない方
- ② 寡婦(かつて母子家庭の母であった方で、現在も配偶者のない方)
- ③ 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している児童(母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する20歳以上の子を含む。)
- ④ 寡婦が扶養する20歳以上の子
- ⑤ 母子・父子福祉団体
- ⑥ 父母のない児童(20歳未満の方)
- ⑦ 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の方

*貸付の種類、貸付対象、貸付限度額等 → 18～19ページの「貸付一覧表」を参照

- お子さんのための資金(修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金)の貸付については、お子さんが「連帯借主」となり、借主とともに返済の義務を負うこととなります。
 - 償還能力等から連帯保証人を立てる必要があると認められる場合など、連帯保証人の設定を申請の条件とすることがあります。
 - 以下に該当する場合は、原則として貸付を受けられません。
 - ・65歳以上の方
 - ・公共料金や租税等の滞納がある方
 - ・多額の負債があり、収入に対する返済額の割合が大きい方
 - ・自己破産申し立て中、または過去に破産決定を受けたことがある方
- ※ただし、お子さんが連帯借主となる資金については貸付対象となる場合がありますので、詳しい条件についてはお問い合わせください。

*その他注意事項

- 借主・連帯借主・連帯保証人となる方と面接を行い、返済計画等の聞き取りを行います。
- 申請から貸付開始まで時間がかかるため、余裕を持ったご相談等をお願いいたします。
- ご来所いただく場合には、事前に電話にてご連絡ください。

問い合わせ先
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部
総務福祉課(福祉担当)
TEL 025-524-6149

新潟県 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

令和7年4月1日現在

資金の種類	貸付対象等								用途	貸付限度額 (単位:円)	据置期間	償還 (返済) 期間	利率 (年利) ※①		
	(1) 母子家庭の母・父子家庭の父	(2) 寡婦	(3) 母子家庭又は父子家庭の児童	(4) 母子家庭又は父子家庭の子	(5) 寡婦が扶養する子	(6) 母子・父子福祉団体	(7) 父母のない児童	(8) 四十歳以上配偶者なし女子							
事業開始 資金	●	●				●	●	●	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,580,000	1年	7年	無利子または年1.0%(連帯保証人の有無による)		
事業継続 資金	●	●				●	●	●	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,790,000	6ヶ月	7年	同上		
技能習得 資金	●	●						●	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	一般	月額	68,000	知識技能習得後1年	10年	同上
									母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が高等学校に修学する場合にその修学及び入学に必要な資金	特別	一括	816,000			
										運転免許		460,000			
修 業 資金			●	●	●			●	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月 額	68,000	知識技能習得後1年	10年	無利子	
									※運転免許取得は、高校3年在学中で就職を希望する児童に限る	運転免許	460,000				
就職支度 資金	●	●	●					●	就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金	一 般	110,000	1年	6年	児童にかかるもの: 無利子 配偶者のない女子又は男子にかかるもの: 無利子または年1.0%(連帯保証人の有無による)	
									※特別分は、通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合に限る	特 別	340,000				
医療介護 資金	●	●	●	(介護除く)				●	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療	一般	340,000	6ヶ月	5年	無利子または年1.0%(連帯保証人の有無による)
										特別	480,000				
									介護	500,000					
生 活 資金	●	●						●	知識・技能を習得している期間中の生活の安定・継続に必要な資金	技能	月額	※② 141,000	知識技能習得後6ヶ月	10年	同上
									医療介護を受けている期間中の生活の安定・継続に必要な資金	医療	月額	※② 114,000	医療介護終了後6ヶ月	5年	
									母子家庭又は父子家庭となって7年未満の母又は父の生活の安定・継続に必要な資金	一般	月額	※② 114,000	6ヶ月	8年	
									失業している期間中の生活の安定・継続に必要な資金(離職した日の翌日から1年以内)	一般	月額	※② 114,000	6ヶ月	5年	
									家計が急変した者			児童扶養手当に準拠した額(全額支給の場合)の範囲内	6ヶ月	10年	
住 宅 資金	●	●						●	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築に必要な資金	普 通	1,500,000	6ヶ月	6年	同上	
										特 別	2,000,000		7年		
転 宅 資金	●	●						●	住宅の移転に必要な資金	260,000	6ヶ月	3年	同上		
結 婚 資金	●	●						●	母子家庭又は父子家庭の児童又は子、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	330,000	6ヶ月	5年	同上		

※① 無利子の資金でも、返済期限に遅れると年3%の違約金(延滞利息)が課せられます。

※② 生計中心者でない場合は 月額 76,000円。

資金の種類	貸付対象等								用途	貸付限度額 (単位:円)	据置期間	償還 (返済) 期間	利率 (年利) ※①
	(1) 母子家庭の母・父子家庭の父	(2) 寡婦	(3) 母子家庭又は父子家庭の児童	(4) 母子家庭又は父子家庭の子	(5) 寡婦が扶養する子	(6) 母子・父子福祉団体	(7) 父母のない児童	(8) 四十歳以上配偶者なし女子					
修学資金		●	●	●		●			高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	学校種別、通学方法、学年等により異なる 【別表1のとおり】	卒業後 6ヶ月	15年 ※③	無利子
就学支度資金			●	●	●	●			就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	学校種別、通学方法等により異なる 【別表2のとおり】	卒業後 6ヶ月	10年 ※③	同上

※① 無利子の資金でも、返済期限に遅れると年3%の違約金(延滞利息)が課せられます。

※③ 学校種別により、一部例外があります。

【別表1 修学資金 貸付限度額一覧表】

(単位:円)

学校等種別	限度額Ⅰ※④		限度額Ⅱ※④	
	月額	月額	月額	月額
高等学校 専修学校(高等課程)※⑤	国公立	自宅	27,000	同左
		自宅外	34,500	同左
	私立	自宅	45,000	同左
		自宅外	52,500	同左
高等専門学校※⑥	国公立	自宅	31,500	同左
		自宅外	33,750	同左
	私立	自宅	48,000	同左
		自宅外	52,500	同左
専修学校(専門課程)※⑤⑥	国公立	自宅	67,500	同左
		自宅外	78,000	77,500
	私立	自宅	89,000	84,500
		自宅外	126,500	108,500
短期大学※⑥	国公立	自宅	67,500	同左
		自宅外	96,500	86,500
	私立	自宅	93,500	86,500
		自宅外	131,000	110,500
大学※⑥	国公立	自宅	71,000	69,500
		自宅外	108,500	92,500
	私立	自宅	108,500	95,000
		自宅外	146,000	121,000
大学院	修士課程	132,000	同左	
	博士課程	183,000	同左	
専修学校(一般課程)		54,000	同左	

※④ 修学する子に貸し付ける場合又は前年所得682万円以下の扶養者に貸し付ける場合は「限度額Ⅰ」表、それ以外の場合は「限度額Ⅱ」表を適用します。

また、この表は1年生の時に申請する場合の限度額です。申請時に2年生以上の場合には限度額が異なる場合があります。

※⑤ 専修学校の場合、高等課程または専門課程であっても、学科の内容等によっては一般課程の貸付限度額を適用する場合があります。

※⑥ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援を受ける場合は、表に定める限度額から大学等修学支援制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を控除した額が限度額となります。

【別表2 就学支度資金 貸付限度額一覧表】

(単位:円)

学校等種別	限度額		
小学校(※⑦)	64,300		
中学校(※⑦)	81,000		
専修学校(一般課程)	自宅	150,000	
	自宅外	160,000	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000
	私立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
大学・短期大学・大学院 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	420,000
		自宅外	430,000
	私立	自宅	580,000
		自宅外	590,000
修業施設	自宅	272,000	
	自宅外	282,000	

※⑦ 小学校、中学校の貸付は、所得税非課税又はこれに準ずる世帯に限ります。

※お父さんが借主となる場合や償還能力等から連帯保証人を立てる必要があると認められる場合は連帯保証人を求める場合があります。

問い合わせ先
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部
総務福祉課(福祉担当)
TEL 025-524-6149

15. 生活福祉資金の貸付制度

低所得世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活をおくるための貸付を行う制度です。

*** 主な資金の種類と貸付条件**(緊急小口資金・教育支援資金は無利子。他は原則、連帯保証人が必要。いない場合は年利子1.5%)

資金の種類		貸付上限額	返済期間	
総合支援資金※	収入の減少や失業者等により生活に困窮し、日常生活の維持に困っている低所得世帯を対象に、就労活動中の生活費や住居の転居等の費用等をお貸しする資金です。			
	生活支援費	生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費用	2人以上世帯:月20万円 単身世帯:月15万円 *貸付期間:原則3ヶ月 最長12月	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円	
			10年以内	
福祉資金	低所得世帯を対象に、日常生活を送る上で、また自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用をお貸しする資金です。			
	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円～580万円 *習得期間により異なります。	8年以内
		住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ※療養期間は、原則1年以内の場合	170万円	5年以内
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年以内
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内
緊急小口資金※	一定の要件により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円	1年以内	
教育支援資金	低所得世帯を対象に、高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程、大学の就学や入学に際し必要な経費をお貸しする資金です。			
	教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程又は大学に就学するのに必要な経費	月3.5～6.5万円 *学校により異なります。 *特別の場合は上記額の1.5倍以内	
	就学支度費	上記への入学に際し必要な経費	50万円	

※「総合支援資金」「緊急小口資金」の貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

※上記以外にも貸付資金がありますので、詳細や申請に必要なものにつきましては上越市社会福祉協議会にお問い合わせください。ただし、**母子・父子・寡婦福祉資金(17～19ページ)の借入れができる場合は対象となりません。**

※申し込みは、原則として民生委員・児童委員を経由してください。

問い合わせ先

上越市社会福祉協議会本所および各支所

TEL 025-526-1515

16. その他

(1) ゆうちょ銀行「ニュー福祉定期貯金」の預け入れ

児童扶養手当、遺族年金、障害年金等受給者は、下記の利率で預け入れができます。

- * **利率** 1年定期貯金の利率+0.10%
- * **預け入れ限度額** 貯金の利用限度額（1,300万円）以内で、一人300万円まで
- * **預け入れに必要なもの** 児童扶養手当証書または年金証書

問い合わせ先
ゆうちょ銀行

(2) マル優制度

児童扶養手当・遺族年金受給者等の方は、預貯金の利子が非課税の対象になります。

預貯金の元金350万円、国債等の元本350万円までの利子に対して税金がかかりません。

* 対象者

- ・ 児童扶養手当受給者である児童の母
- ・ 遺族基礎年金を受けている妻
- ・ 寡婦年金受給者

問い合わせ先
各金融機関

(3) JR通勤定期券割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の方は、市で発行する特定者資格証明書を提示するとJR通勤定期割引券が3割引で購入できます。(通勤で使用する方のみ対象となります。通学は対象外です。)

* 特定者資格証明書の発行手続きに必要なもの

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 印鑑
- ・ 3cm×2.5cmの写真（最近6か月以内に撮影した正面上半身のもの）

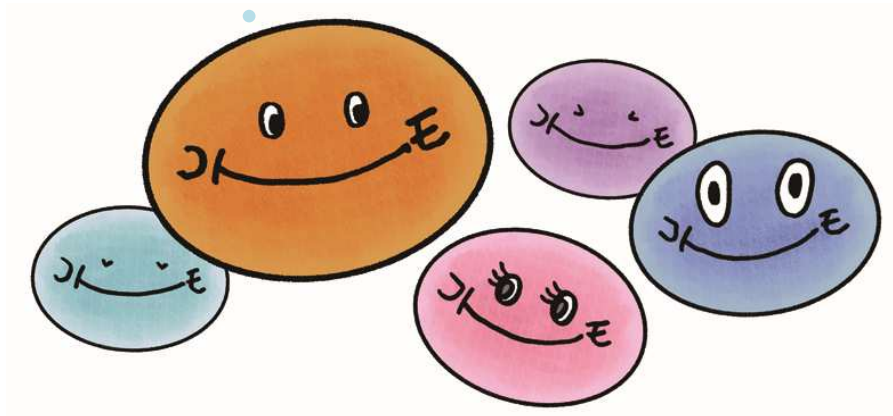
※JR以外の鉄道については、各運行会社へお問い合わせください。

問い合わせ先
こども家庭センター 家庭福祉・給付係
Tel 025-520-5726

どんな支援を受けられるのかな？

手続きはどうすればいいのかな？

いろいろ困っているけど、どこへ
相談したらいいのかわからない…



親と子どもたち一人ひとりのための「こどもの成長支援プロジェクト」ロゴマーク

自分のこと、子どものこと、家庭のこと

働くこと、お金のこと…などなど

ひとりで悩まず

気軽にお電話ください

発行 上越市子ども家庭センター
家庭福祉・給付係 R8.4

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

Tel 025-520-5726